

## 意見書

入間都市計画事業（仮称）木蓮寺・南峯地区土地区画整理事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

### 記

#### 1 事業計画について

- (1) 事業の規模、実施期間等の事業計画及び土地利用計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、関係機関と協議の上、各種の行政計画等との整合を図ること。  
また、環境負荷が低減される工事工程を検討すること。
- (2) 計画地は、入間市の市境に位置し、複数の市町と隣接しており、事業に伴う周辺地域への影響も大きいことから、隣接する市町との情報共有を十分に図ること。
- (3) 計画地内の大部分が盛土造成されるため、計画地内の公園及び緩衝緑地整備の際には、単に緑地を創生するのではなく、生物多様性の損失を食い止めて反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、関係機関と協議し、可能な限り、動植物の生息環境に配慮したこの地域本来の里山の生態系を創出できるよう検討すること。
- (4) 進出企業による大規模建築物の立地が想定されることから、進出企業に対して、周囲への影響が緩和されるような建築計画や緑化計画を検討するよう働きかけること。
- (5) 計画地内に整備する公園については、自然とのふれあいの場の調査結果等を踏まえ、地域住民のニーズに配慮した上で、整備計画を検討すること。
- (6) 温室効果ガス排出量の抑制については、国の排出削減目標（NDC）や、県や入間市のカーボンニュートラル宣言等との整合性が図られるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。

#### 2 調査、予測及び評価について

##### (1) 全般的事項

- ア 計画地西側では本事業と同規模の青梅都市計画事業今井土地区画整理

事業が先行して実施されていることから、当該評価書に記載されている調査結果や工事中の予測結果を把握した上で、累積的な環境影響についても考慮しながら、調査、予測及び評価を行うこと。

- イ 前述の隣接事業においては流通業務施設が予定されているため、本事業に係る調査においては、その調査時期によって調査結果が大きく異なる可能性があることから、隣接事業の進捗状況に注意しながら調査を実施すること。

## (2) 騒音

暗騒音の調査を行い、計画地の現況を把握した上で、工事中及び供用時の騒音レベルとの差についても評価すること。

## (3) 動物

- ア 哺乳類の調査において、哺乳類は夜間に活動する種もいることから、カメラトラップを使用し、中小型種から大型種までの調査精度の向上に努めること。
- イ 目撃法及びフィールドサイン法による哺乳類の調査については、季節ごとの生息状況を評価できるような踏査ルートを設定すること。
- ウ 鳥類の調査において、一般的な昼行性の種だけでなく、採餌のために計画地へ夜間に飛来する種も想定されることから、夜間調査についても実施すること。
- エ 猛禽類の調査については、1 営巣期の調査結果を踏まえ、追加調査の必要性を検討し、その検討結果を明示すること。また、採餌環境の変化についても検討するため、猛禽類の餌となる鳥類を対象とした調査を実施すること。

## (4) 植物

農業従事者等へのヒアリング調査を実施する際は、耕作放棄地での維持管理手法が現在の植生に関わっている可能性があることから、茶畑との関わりだけでなく、耕作放棄地の草刈り等の情報についても可能な限り確認すること。

## (5) 景観

計画地東側に位置する金子台では古くから茶畑が広がり、入間市の重要な景観を形成していることから、茶畑の景色を360度眺めることができる一定の範囲の景観の特徴を持つ「場の景観」に対する影響についても調査、予測及び評価を行うこと。

### 3 環境保全措置について

#### (1) 水質

進出企業からの排水（排水処理施設及び浄化槽等からの排水を含む）については、すべて調整池内に導き、一時貯留した後、窪堀に放流する計画としている。計画地周辺には農地があることに加え、計画地内においても調整池の隣接地に公園整備の計画があることから、これらに配慮し、可能な限り影響が低減できる環境保全措置を検討すること。

#### (2) 動物、植物及び生態系

ア 計画地内で保全すべき種が確認された場合には、当該種の生活史特性等について文献調査・専門家等への相談を行った上で、必要な環境保全措置を行うこと。

イ 工事期間中にオオタカの営巣が確認された場合について、対応を明示すること。

#### (3) 景観

進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地周辺では開放的な茶畑景観が形成されていることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。

#### (4) 史跡・文化財

計画地に隣接する西武蔵野遺跡については計画地内にまで遺跡が存在する可能性があることに加え、調整池設置に伴う掘削工事の実施が想定されることから、教育委員会とよく協議の上、試掘調査等を実施することとし、埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。